

# お知らせ

information

2013

# 9

## ■平成26年度採用の病院事業職員を募集します

市立稚内病院では、平成26年度の病院事業職員の募集を次のとおり行います。

### 募集職種及び人数

- ・看護師：32名
- ・助産師：4名
- ・薬剤師：3名
- ・診療放射線技師：1名
- ・社会福祉士または精神保健福祉士：1名
- ・管理栄養士：1名
- ・診療情報管理士：1名
- ・医療情報事務：1名
- ・医療事務：1名

### 応募資格

●有資格者、または今年度中に資格取得見込みで、次の条件を満たす方

- ・**看護師**  
昭和44年4月2日以降に生まれた方
- ・**助産師**  
昭和39年4月2日以降に生まれた方
- ・**薬剤師**  
昭和49年4月2日以降に生まれた方
- ・**診療放射線技師**  
昭和63年4月2日以降に生まれた方

※「診療報酬請求事務等に関する職務経験」とは、次のいずれかです。  
 ・診療報酬請求事務  
 ・DPC請求事務  
 ・診療情報管理事務  
 ・病院経営管理業務などの実務経験

### ・社会福祉士または精神保健福祉士

### ・管理栄養士

### ・診療情報管理士

### ・医療情報事務

### ・医療事務

昭和54年4月2日以降に生まれた方で、正規職員として、病院もしくはシステム開発を請け負う法人において医事システムの開発、または運用管理に関する職務経験が3年以上ある方

### ・医療事務

昭和54年4月2日以降に生まれた方で、正規職員として、病院において診療報酬請求事務等に関する職務経験が通算して3年以上ある方

### ・医療事務

昭和54年4月2日以降に生まれた方で、正規職員として、病院において診療報酬請求事務等に関する職務経験が通算して3年以上ある方

※「診療報酬請求事務等に関する職務経験」とは、次のいずれかです。  
 ・診療報酬請求事務  
 ・DPC請求事務  
 ・診療情報管理事務  
 ・病院経営管理業務などの実務経験

・病院から医療事務を請け負う法人における診療報酬請求事務の実務経験

### 試験方法

書類審査、筆記試験（小論文）及び個別面接による人物評価

日時／10月18日（金）13時～

### 場所

市立稚内病院7階会議室

### 申し込みに必要な書類

当院専用の採用試験申込書及び履歴書、卒業（見込み）証明書、成績証明書及び推薦書（在学生のみ）、健康診断書、資格免許証（写し）、受験票用写真2枚（4センチ×3センチ）

### 申し込み方法

一括で申し込み先に提出 ※当院ホームページからダウンロードまたは、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角封筒）を同封して申し込み先まで請求してください。

### 申し込み期限

10月7日（月）まで（当日消印有効）

### 申し込み・問い合わせ

市立稚内病院庶務課庶務グループ  
 ☎23-2771  
 〒097-8555  
 稚内市中央4丁目11番6号  
<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/hospital/>

## ■水道部から9月・10月の強調月間のお知らせ

### ◆水道料金は納期限までに納めましょう

市水道部では、9月を「水道料金特別徴収強化月間」と定め、水道料金の徴収体制を強化します。

### ◆10月は口座振替推進キャンペーン月間です!

期間中は、夜間の電話による催告や身分証明書を携帯した徴収員が、未納者の自宅へ訪問し水道料金の徴収を行います。

### 市役所2階の水道部では、

「口座振替推進キャンペーン月間」と定め、水道料金

納入についての相談を常時受け付けています。

今後とも納付について、皆さんのご理解とご協力を願います。

### ◆10月は口座振替推進キャンペーン月間です!

「口座振替にするの?」  
**A「今でしょ!!」**

市水道部では、10月を「口座振替推進キャンペーン月間」と定め、水道料金

### 【特別障害者手当】

## ■特別障害者手当等の手当額が改定されます

この改定は、現在の手当額に含まれている、特例水準を3年間で引き下げることが盛り込まれた、「国民年金法等の一部を改正する法律」が平成24年11月に成立したことによるものです。

○これらの手当の支給を受けるためには、市社会福祉課の窓口で認定請求の手続きが必要です。各種手当の対象者は次のとおりです。

### 【特別障害者手当】

精神または身体に著しい障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方

### 【障害児福祉手当】

精神または身体に著しい障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方

### 【特別児童扶養手当】

精神または身体に中程度以上の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育（同居または監護）している方

※所得や施設入所などによる支給制限があります。詳しくはお問い合わせください。

### 問い合わせ

市社会福祉課障がい福祉グループ  
 ☎23-6453

いします。

今後ともお支払いに便利な、口座振替の推進を図っていきます。

この機会にぜひお申し込みください。

### 問い合わせ

市水道部庶務課営業グループ  
 ☎23-6514

## ■住宅・土地統計調査のお知らせ

10月1日に住宅・土地統計調査が実施されます。

この調査は、住宅・土地に関するもとも基本的な調査で、住生活に関する様々な施策のための基礎資料となります。

9月下旬から調査の対象となった世帯に、調査票を持った調査員が伺います。調査票の記入内容は統計以外の目的に使うことは法律で禁止されています。調査員は調査員証を携行していますので、ご協力をお願いいたします。

なお、記入にあたり不明な点がありましたら、訪れた調査員が市役所総務課へお問い合わせください。

### 問い合わせ

市総務課総務統計グループ  
 ☎23-6235